

新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 52 号

新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業管理者の給与に関する条例（平成19年新潟市条例第81号）の一部を
次のように改正する。

第3条中「802,000円」を「820,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。